

福祉だより ぎふ

令和6年度 生活支援活動団体「情報交換会」を開催しました

去る令和7年1月16日(木)、OKBふれあい会館にて、生活支援活動団体「情報交換会」を開催しました。

生活支援活動に取り組まれているボランティア、社協など35団体、80名が参加し、日頃の活動内容や悩みなどの情報交換を行いました。後半には中部学院大学 短期大学部 社会福祉学科 教授 高野 晃伸 氏に「支援時に大切にしたいポイント」と題してご講義いただきました。



参加された方々からは、「普段、他地域・他団体と交流する機会があまりないため、良い刺激になった」「自分の団体の今後について考える良い機会になった」等の声があり、実りのある会となりました。



CONTENTS

2025

2

No.744



ともいん



愛だん と 希望

- 県下5圏域で「福祉のお仕事フェア」を開催しました …… P 2
- エssenシャルワーカーとしての専門性や資質向上を目指して … P 3
- 主事がゆく 第1回 安心できる存在であり続けたい …… P 4
- 労務相談Q&A …… P 5
- 生活困窮者自立支援法の改正と
子どもの居場所に対する新たな期待 …… P 6
- 「岐阜福祉の杜オンライン」おすすめ商品紹介 …… P 7
- 「ボランティア活動保険」受付開始のお知らせ …… P 7
- 寄贈御礼・お知らせ …… P 8

県下5圏域で

「福祉のお仕事フェア」を開催しました
～福祉・介護の担い手不足解消に向けて～

岐阜県福祉人材総合支援センターでは、岐阜県の委託を受け、センター内や県下のハローワーク等で、福祉・介護の仕事に就きたい方への求職相談や職員を採用したい求人事業所への相談等に応じています。その一環で、センターでは例年、県下5圏域のイベント等会場に出張し、お仕事フェアを開催しています。

令和6年度開催の特徴

求職者等が参加しやすい会場を設定する等参加者等の意見を元に例年会場や時期等の見直しを行っています。今年度は求職等参加者の就職や求人数事業所の職員採用活動の早期化を考慮し、年内に全日程を終了するよう改めました。



求職等参加者の傾向

令和6年度 福祉のお仕事フェア開催実績

圏域	会場	日程	求職等参加者(人)	求人出展事業所(ヶ所)
飛騨	ルビットタウン高山	5/25(土)	2	7
中濃	可児市福祉センター	6/22(土)	15	20
岐阜①	OK Bふれあい会館	7/27(土)	63	27
西濃	大垣市情報工房	10/12(土)	35	24
岐阜②	ぎふメディアコスモス	11/2(土)	75	19
東濃	イオンモール土岐	12/14(土)	15	18
計			205	115

今年度の求職等参加者は全体で205人あり、令和5年度の189人から1割ほど増加しました。

今年度の傾向として、東海学院大学・短期大学の学生が学生就職課の協力の元就職活動の一環として参加され、特に岐阜地域の2回目においては29人の学生が参加されました。

年齢別では、岐阜地域の2回目を除き、他の地域では40～50代の参加

者が多く、若年者層への福祉・介護職への認知度等向上が喫緊の課題となつています。

アンケート結果に基づき、参加者からの意見を一部紹介いたします。

・ 出展事業所との面談ではじめて自分の希望条件等に合うかが分かり、求人票の紙面上では判断できないよい機会を得られた。

・ どこに相談したらよいか分からず迷っていたら、事業所見学させてもらえるまで話が進み、来場した甲斐があった。

・ 高齢、障がい、児童分野だけでなく、事業所形態別にブース等を分けてほしい。

求人出展事業所の傾向

求人事業所の出展は全体で115法人あり、その内高齢者分野86、障がい者分野35、児童分野14、その他5と高齢者福祉施設・事業所が多数を占めました。*1法人で複数分野を運営する法人あり

続いて、求人出展事業所からの意見を一部紹介いたします。



・ 紙ベースの配布資料だけではなく、出展事業所の動画を流すと各事業所の特色がわかり、求職等参加者がブースを回りやすいと思う。

・ キッズコーナーや託児スペース等が付近にあると求職等相談者が参加しやすいと思う。

・ 平日開催にすると休日開催とは異なる層（主婦等）の参加があると思う。

おわりに

「求職等参加者の傾向」で触れましたとおり、福祉業界では特に若年者層の福祉・介護離れが顕著になっています。そのため、福祉人材総合支援センターでは、令和7年度も引き続き福祉のお仕事フェアを県下5圏域で開催し、求人事業者と求職者等との出会いの機会づくりを通じて、福祉人材の確保支援に取り組んでまいります。

なお、令和7年度福祉のお仕事フェアの開催情報は、随時「岐阜県福祉人材総合ポータルサイト」や「ぎふ福祉の魅力情報BOX」内に掲載します。求人事業所におかれましては、積極的な参加をお待ちしています。



岐阜県福祉人材総合ポータルサイト



ぎふ福祉の魅力情報BOX

エッセンシャルワーカーとしての専門性や資質向上を目指して

～岐阜県保育研究協議会の取り組み～ 岐阜県社会福祉協議会 施設人材部



厚生労働省の発表によると、2024年の日本人の出生数は約69万人にとどまる見込みとされています。

統計開始の1899年以降、過去最少を更新する見通しで、少子化に歯止めがかからない現状が改めて浮き彫りとなりました。想定を上回るスピードで少子化が進む中、子育てを社会全体で支えることを目的に、子ども家庭庁の発足、子ども・子育て支援法の改正等、国としても大きく動き始めています。

「子ども豊かな社会」の実現に向け、保育現場に対する期待がこれまで以上に高まる一方、多くの保育施設では人材不足が深刻になっています。さらに、共働き世帯の増加や核家族化、地域の繋がりの希薄化が進むことで保育ニーズはより複雑かつ多様に変化し、保育者一人ひとりの負担が増加しているのが現状です。

岐阜県保育研究協議会(以下「本会」という。)では、現在、県内の公立保育施設等295ヶ所、保育関係者2,810名に会員としてご加入いただき、保育者の資質向上並びに保育の充実発展のため、各種事業を展開しています。今回は、参加対象を会員施設職員に限定し開催している研修会等についてご紹介します。

保育施設長セミナー 「子どもの主体性を育むために」

全国の保育施設における虐待や不適切保育等の報道が相次いでいることを受け、本セミナーではグループ討議を通じた日々の保育の振り返りを行っています。

参加者は、「子ども主体」「子どもの権利擁護」という保育の基本を再確認し、施設長の立場としてできること、すべきことを改めて考える機会となりました。



保育オンライン研修

今年度は、「食育」「保健衛生・安全対策」「労務管理・法律知識」「事故防止・災害対策」「人材育成・人事労務」の5つのテーマでオンライン研修(各1ヶ月間のオンデマンド配信)を開催しました。

時間や場所に捉われることなく受講が可能なオンデマンド研修はニーズが高く、多くの会員の皆さんにご参加いただいています。

保育新入職員合同交流会

若手職員を激励し、保育現場への定着・離職防止を図ることを目的に、入職3年目までの職員を対象とした交流会を開催しています。

初めは緊張した様子の参加者でしたが、体を動かしながら「手遊び歌」を実践的に学び、会場全体に笑顔があふれました。食事で、保育のやりがいや悩み等をグループで共有し、参加者からは「楽しく学ぶことができた」「リフレッシュできた」などの声が聞かれました。



公立保育所・公立認定こども園 トップセミナー

公立園としての今後の使命や役割について認識を深め、具体的実践につなげることを目的に本セミナーを開催しました。

グループ討議では、「人材育成・保育の質」をテーマに、各々が抱える課題について熱心な意見交換が行

われ、参加者からは「明日からの活力が湧いた」などの感想を多数いただきました。

「ぎふっこあそび」発行

本会協議員により構成される保育内容委員会では、保育に関する実践上の課題等について研究を行い、事例集等を作成しています。

今年度は「ぎふっこあそび 心と体を育てる遊び」コロナ禍明けの子どもたちの姿より考える」と題し、県内各地域・各園選りすぐりの遊びをまとめました。コロナ禍で弱くなったしまった子どもたちの力を意識した内容となっており、「保育に悩んだ時のヒントになれば」という協議員の熱い思いの詰まった一冊です。

冊子は各会
員へ一冊ずつ
配布し、保育
現場でご活用
いただいでい
ます。



おわりに

「保育者」は現代社会の人々の生活を支えるために必要不可欠な存在です。本会としましては、今後も保育の魅力向社会全体に発信することとで担い手不足の解消を目指し、また、保育者自身が楽しみながら保育に向き合っていけることを願い、より一層邁進して取り組んでいきます。

主事がゆく

全3回



本企画では、本会の若手職員が自ら福祉の現場取材し、福祉の最前線で活躍する方々の姿や取り組みをお伝えします。地域を取り巻く様々な課題の中で、「今」発信すべき内容を考え、取材から執筆まで企画して取り組みました。

第1回は、ボランティアサークルについての取り組みを紹介します。



主事がゆく
第1回

安心できる存在であり続けたい

子どもたちの未来を支える学生ボランティア

近年、少子高齢化が急速に進む現代社会において、子ども虐待が大きな問題となっています。児童相談所での虐待に関する相談対応件数は2022年度には21万件を超え、増加の一途を辿っています。また、虐待やネグレクトなどに起因する児童養護施設への入所は毎年増加しており、子どもたちが抱える問題は深刻化しています。今回は様々な過去を抱える子どもたちの未来を支えるボランティア活動として、岐阜大学BBSサークルを取材しました。

BBSの活動について



BBSとは、Big Brothers and Sisters Movementの略称。BBSサークルは、非行や引きこもりなどの社会的な課題を抱える少年少女たちに、同世代の兄や姉のような存在として寄り添い、共に悩み、共に学び、共に楽しむボランティア活動を行っています。保護観察所や家庭裁判所、保護司会などから依頼を受け、全国で約5,000人の会員が活動しています。岐阜大学BBSサークルでは、約20人が活動しており、月に一度の児童養

護施設への訪問や、夏休み等を利用した少年院の見学も行われています。



▶岐阜大学
BBSサークル部長の
古賀光季さん

子どもたちとの信頼関係の築き方や活動のやりがいは何ですか？



毎月の児童養護施設への訪問では、山県市にある若松学園の子どもたちと一緒にご飯やおやつを作ったり、遊びを企画して交流をしています。児童養護施設で過ごす子どもたちが抱える生きづらさを安心感に変えていけるような居場所づくりを目指して、じっくりと時間をかけて信頼関係を築くことを大切にしています。

初めて児童養護施設を訪問した際には、「子どもたちはきっと私たちにすぐ寄ってきてくれるだろう」と期待していましたが、実際には初対面でなかなか心を開いてもらえませんでした。しかし、複数回訪問する中で徐々に距離が縮まり、子どもたちとの信頼関係が築けるようになりました。

岐阜大学以外にも県内外にBBSサークルがあり、他のサークルと交流する機会も豊富です。中部地方のサークルが集まる会では、学生自身が分科会の内容を企画し、ソーシャルワーカーや子ども食堂の運営者を招いてお話を伺うこともあります。また、警察の方から活動に対しての激励や、サークル

他にながりのある関係機関や、つながりからどんな学びがありますか？



▶サークルメンバーと一緒にカレーを作る子どもたち



◀サークルメンバーと一緒にスライム作りを楽しむ子どもたち



することも多く、「今日は声を掛けてもらえなかったな」と感じる日もあります。それでも、焦らずじっくり関わっていくことで、少しずつ心を開いてくれる瞬間に出会います。その時、「自分がこの子にとって安心できる存在、居場所になったのかな」と感じ、やりがいを感じます。

取材を通じて、子どもたちを支える活動に触れ、その一つひとつの温かさに感動しました。この経験を通じて、私たちも地域のつながりの中で何かできることを考えたいと思います。

(取材担当 廣瀬・早川)

私たちは、子どもたちにとって「お兄さん・お姉さん」のような気軽な相談相手であり続けることを目指しています。そして、福祉や教育関係者の方々にぜひ私たちの活動を知っていただき、今後連携できるよう願っています。

今後に向けての活動の抱負や、福祉・教育関係者に伝えたいことはありますか？



同士で活動内容を共有し合い、それぞれの活動に役立てています。さらに、年に一度は少年院を見学し、法務教官の話を聞いたり作業所の様子を見学します。その中で、少年院に入る背景として家庭でのDV経験、ADHDや学習障害などが影響していること、また、SOSを発信する手段が非行になっている場合があることを知りました。

こうした学びを通じて、「誰もが抱える生きづらさに、大人が早く気づき寄り添える社会を作りたい」と強く感じます。

労務相談 Q & A

協力：伏屋社会保険労務士事務所
加藤令子氏（社会保険労務士）

2025年度から

「出生後休業支援給付金」・「育児時短就業給付金」

が創設されます

夫婦が共に働き、育児を行うことを目指し、男性の育児休業の取得の促進、育児とキャリア形成を支援する制度が新たに創設されました

出生後休業支援給付金の概要

子の出産直後の男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内に、夫婦が共に（例外あり）14日以上育児休業（出生後休業）を取得した場合、最大で28日間、休業前の賃金の13%相当額が給付されます

これにより、既存の育児休業給付金または出生時育児休業給付金（休業前の賃金の67%相当額）と合算すると、休業前の賃金の80%相当額の給付率となり、手取り（社会保険料等・所得税控除後）でおおよそ10割を受給することができます

支給要件【原則】

- ① 出生後休業を開始した日前の2年間で、雇用保険の被保険者期間が通算12ヵ月以上あること
- ② 対象期間内に取得した出生後休業の日数が、通算して14日以上であること
- ③ 被保険者の配偶者が、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に取得した出生後休業の日数が、通算して14日以上であること

育児時短就業給付金の概要

従業員が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をした場合、時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給する給付金が支給されます

被保険者の申出に基づき、初日および終了日を定めて、1週間の所定労働時間を短縮する措置を講じた場合における、当該措置による就業が育児時短就業給付金の支給対象となります

なお、「1週間の所定労働時間を短縮する措置」には、1日の所定労働時間を短縮する場合だけでなく、1週間の所定労働日数を変更した結果、1週間の所定労働時間が短縮される場合も含まれます

支給要件【原則】

- ① 育児時短就業を開始した日前の2年間で、被保険者期間が通算12ヵ月以上あること
- ② 育児時短就業にかかる子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であって、当該給付金にかかる育児休業の終了後に引き続き、育児時短就業をしたこと
- ③ 育児時短就業にかかる子について、出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であって、当該給付金にかかる出生時育児休業の終了後に引き続き、育児時短就業をしたこと

生活困窮者自立支援法の改正と 子どもの居場所に対する新たな期待



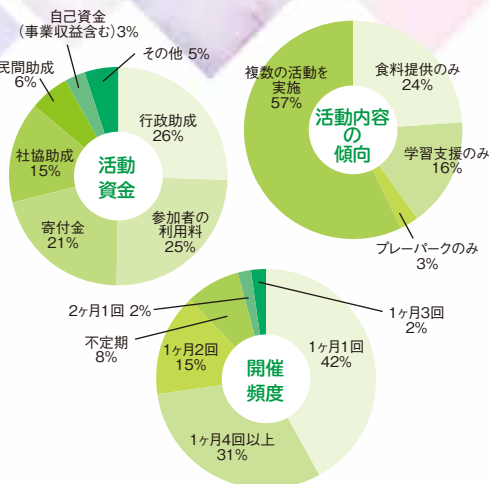
本会では、令和4年より新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、子どもや子育て家庭が社会的孤立に陥ることがないよう、子ども食堂や学習支援、子育て家庭への宅食など「子どもの居場所活動」を総合的にサポートするため「子どもの居場所応援センター（以下「センター」）を運営しています。センターでは、フードバンク事業を中心に、様々な形で居場所支援のあり方を考えてまいりました。登録団体は150団体を超え、食品提供の機会等を通じて様々な現状や課題をお聞かせいただいております。

このような状況の中、生活困窮者自立支援法の改正により、居場所活動への期待は更に高まっています。

今回は、本年度本会が実施した「子どもの居場所サポーターアンケート」や「居場所訪問」によりお伺いした声を基に、新たな居場所活動支援のあり方を考察します。

子どもの居場所活動の現状

本年度実施した子どもの居場所サポーターに対するアンケート調査では、学習支援や食堂等による食事提供などを複合的に取り組む居場所が、全体の57%を占めています。また、開催頻度は、月1回が最も多く42%、次いで月4回以上が



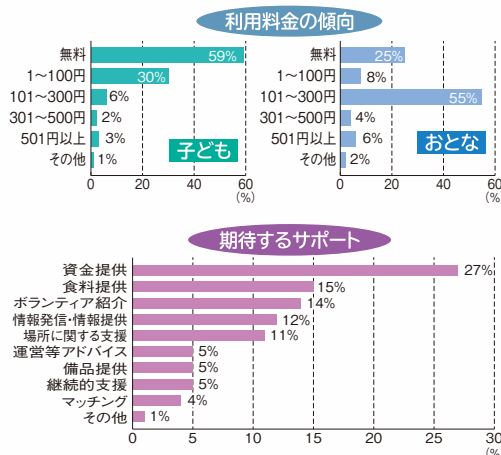
31%でした。

いずれの項目についても当初から現在の形で開催していたわけではなく、居場所活動を実施する中で子どもたちのニーズに合わせ、徐々に活動の内容や頻度が拡大してきたなど、子どもたちのことを想い続ける結果、負担も大きくなっている現状が窺えました。

また、活動資金に関する項目については、約7割の団体が、行政や社協の助成金や企業等からの寄付金を利用して、活動を実施していました。他方、参加費に関する項目では、子どもの利用料を無料とする団体が最も多く約6割。大人の利用料も100円から300円と安価に設定する団体も約6割となっています。

こうした状況を受けて、期待するサポートの項目では、資金提供が27%となり、食料提供15%を上回る結果となりました。こうした結果から、居場所自体は物

価高騰の影響を受けて助成金等を活用して苦境を凌ぎつつも、参加する子どもたちにはこの影響が出ないよう配慮していることなどが窺えました。



生活困窮者自立支援法の改正と 居場所への新たな期待

このような状況の中、令和6年度に生活困窮者自立支援法が改正となり、7年4月より「自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うように努めること」が明記され、生活困窮者の早期発見・継続的な見守り機能の強化として、地域の「居場所」との連携について期待が高まっています。

居場所活動の気づきを 相談事業につなげるために

先のアンケートにより、「生活困窮者の自立支援に関心がある」と回答した団体は、42%でした。「対応が必要と思われる子どもや家庭がある」の回答は13%、「相談機関に相談してみたい」の回答は、26%でした。

こうした状況を受け、本会では、岐阜県生活支援・相談センターが生活困窮者自立支援制度の対象エリアとする町村の居場所を対象にヒアリングを行いました。この訪問を通して、居場所からは「困っているかどうかかわからない」「困っていたとしても相談機関へつなげる過程のハードルが高い」などの声が聞かれ、団体の運営面だけでなく参加者の気づきなど些細なことも相談できる関係を行政や社協などと進めたいという思いも確認できました。

新たな居場所支援の展望

居場所活動の持続化を応援することをきっかけにセンターが開始して2年が経過しました。今後も継続的な食料支援により居場所の持続化をサポートする方針はこれまでと変わりありません。これに加えて、各居場所が、助成金や食料提供など様々な工夫を凝らして守りたいものは「居場所に参加する人々の生活」です。こうした子どもや世帯などのSOSを、相談機関が早期にキャッチできることにすること、これが新たな居場所支援の形であると考えています。

県内では、既に市町村社協や民間団体を中心とした居場所のネットワーク化が進められています。こうした機会も捉えながら、居場所相互の連携強化のみでなく、相談機関が居場所活動に歩み寄るかたちで新たな連携を進めていけるよう、相談機関と居場所の双方に働きかけてまいりたいと思います。

岐阜県子どもの居場所応援センター
岐阜県生活支援・相談センター
058-1278-7050



おすすめ商品紹介

草木染の糸を使い、ひと針ひと針丁寧に仕上げました。
刺し子の部分がポケットになっています。

※画像はイメージです。
※布は紺色です。
※柄はお選びいただけません。

刺し子かばん
販売価格 2,000円
(税込・送料込)



事業所紹介

垂井町福祉事業所 けやきの家

垂井町1369-1 TEL:0584-22-3207 FAX:0584-47-6605

全て手作りのお店です。

縫製が好きな人、絵を描く事が好きな人等皆さんが楽しみながら個性豊かな商品を一生懸命に作りました。どれも自慢の商品です。是非ご覧ください。



岐阜福祉の杜オンラインショップ



URL入力の場合は
<https://gifu-fukushinomori.com>



「岐阜福祉の杜オンライン」内に外注委託業務紹介ページを開設しました!!

<https://gifu-fukushinomori.com/bpo/list>

お仕事の
依頼は
こちらから

令和7年度

「ボランティア活動保険」受付開始のお知らせ

令和7年度ボランティア活動保険につきまして、保険料・保険金額・補償内容ともに改定はありません。

			基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		初日から補償(※)	
賠償の補償	地震・噴火 津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
	年間保険料		350円	500円

※福祉保険サービスホームページのQ&Aを拡充し、
加入依頼書掲示の二次元コードから参照できるよう改定されました。

令和7年度の加入受付が開始しています。
加入や具体的な内容については、お住まいの地域の
社会福祉協議会へお問い合わせください。



ありがとうございました！

富国生命保険相互会社 岐阜支社様より寄附

1月16日、サランカホールにおいて第312回フコク生命チャリティコンサートが開催され、コンサート会場にて行われたチャリティ募金の一部を本会へ寄附していただきました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。

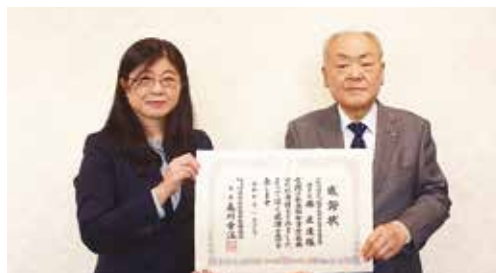


▲写真右から
富国生命保険相互会社 岐阜支社 叶内 美則支社長、
県社協 村田常務理事

一般財団法人 岐阜社会福祉事業協力会様より 寄附

一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会様より、10万円の寄附をいただき、1月28日、本会より感謝状を贈呈いたしました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



▲写真右から
一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会 林 直康理事長、
県社協 村田常務理事

令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

(SJ23-11446より抜粋)

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行